

千葉県ダンススポーツ連盟規約施行規則

平成24年4月30日制定

2019年6月10日改正

2020年6月 8日改正

2022年6月13日改正

(目的)

第1条 本規則は、千葉県ダンススポーツ連盟規約（平成9年9月20日制定、以下「連盟規約」という。）第45条に基づきその施行について、詳細事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 連盟規約第8条第3項に規定する賛助会員とは、本連盟の趣旨に賛同する個人又は団体とする。

2 賛助会員は、本連盟に対し経済的支援等を行うことができる。

(入会)

第3条 連盟規約第9条に規定する加盟申請書は、別記様式第1号とする。

(入会金及び会費)

第4条 連盟規約第10条に規定する入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金 0円／人／年

(2) 会費 1000円／人／年（但し、JDSF会費を除く。）

2 賛助会員の入会金及び会費は、無料とする。

(総会の代議員)

第5条 連盟規約第12条第3項に規定する加盟団体とは、直近の4月1日現在登録済みの加盟団体とし、加盟団体から選任される代議員の人数は、次のとおりとする。

(1) 代議員は、加盟団体ごとに代表者（当該加盟団体を統轄する者）1名とする。

(2) 前号にかかわらず、加盟団体の会員が40名以上の場合は、会員40名から59名までは1名、以降同様に20名単位ごとに別表第1のとおり1名を加えて代議員として選定し、その名簿を添えて本連盟に届け出ることができる。

(総会に付議すべき事項)

第6条 連盟規約第13条の総会に付議すべき事項は、事前に理事会の承認を得なければならない。

(臨時総会)

第7条 連盟規約第14条に規定する臨時総会の開催等に係る手続は、定時総会に準ずるものとする。

(招集)

第8条 連盟規約第15条第2項に規定する、総会の目的である事項及び招集の理由を示して要求があった場合の様式は、別記様式第2号とする。

(議決権)

第9条 連盟規約第17条第2項に規定する代理権を証明する書面（委任状）の様式は、別記様式第3号とする。

(役員)

第10条 連盟規約第20条第2項に規定する役職理事は、次のとおりとする。

(1) 専務理事 1名

(2) 常務理事 若干名

(役員の選任)

第11条 連盟規約第21条第1項の総会で選任される理事及び監事については、会長は、総会に新規理事名簿案を提出する前に、理事会の議決を経なければならない。

2 同条第2項に規定する会長、副会長及び役職理事の互選に当たっては、最年長の新理事を議長とし行うものとする。

(役員任期)

第12条 任期の途中で辞任しようとする役員は、原則として3ヶ月前までに、会長に所定の辞任届(様式第4号)を提出しなければならない。

(名誉役員)

第13条 連盟規約第25条2項に規定する名誉役員の委嘱については、理事任期と同任期とし、その都度委嘱するものとする。

2 前項に規定する委嘱をする場合の委嘱状は、別記様式第5号とする。

(専門部及び委員会)

第14条 連盟規約第33条に規定する専門部及び委員会は、別表第2に規定するとおりとする。

(表彰)

第15条 連盟規約第39条に規定する表彰の基準は次のとおりとする。

(1) 理事又は監事が退任する際の在任期間(理事及び監事の期間は通算しない)

(2) 認定サークル(千葉県登録)としての加盟期間

(3) 選手(千葉県登録)が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があったと認められる顕著な成績を残した場合

(4) 会員又は団体等が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があったと認められる顕著な成績を残した場合

2 表彰は、賞状及び金品を授与してこれを行い、その内容は別表第3に規定するとおりとする。

(役員)

第10条 連盟規約第20条第2項に規定する役職理事は、次のとおりとする。

(1) 専務理事 1名

(2) 常務理事 若干名

(役員選任)

第11条 連盟規約第21条第1項の総会で選任される理事及び監事については、会長は、総会に新規理事名簿案を提出する前に、理事会の議決を経なければならない。

2 同条第2項に規定する会長、副会長及び役職理事の互選に当たっては、最年長の新理事を議長とし行うものとする。

(役員任期)

第12条 任期の途中で辞任しようとする役員は、原則として3ヶ月前までに、会長に所定の辞任届(様式第4号)を提出しなければならない。

(名誉役員)

第13条 連盟規約第25条2項に規定する名誉役員の委嘱については、理事任期と同任期とし、その都度委嘱するものとする。

2 前項に規定する委嘱をする場合の委嘱状は、別記様式第5号とする。

(専門部及び委員会)

第14条 連盟規約第33条に規定する専門部及び委員会は、別表第2に規定するとおりとする。

(表彰)

第15条 連盟規約第39条に規定する表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 理事又は監事が退任する際の在任期間（理事及び監事の期間は通算しない）
 - (2) 認定サークル（千葉県登録）としての加盟期間
 - (3) 選手（千葉県登録）が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があったと認められる顕著な成績を残した場合
 - (4) 会員又は団体等が、当該年度において本連盟の発展に尽力し功績があったと認められる顕著な成績を残した場合
- 2 表彰は、賞状及び金品を授与してこれを行い、その内容は別表第3に規定するとおりとする。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。
この規則は、2019年6月10日から施行する。
この規則は、2020年6月8日から施行する。
この規則は、2022年6月13日から施行する。

別表第1（第5条）

追加代議員表

加盟団体会員数	追加代議員数
1名～39名	—
40名～59名	1名
60名～79名	2名以内
80名～99名	3名以内
以降20名毎に1名を加える	

別表第2（第14条）

専門部及び委員会

専 門 部	事務局
	経理部
	広報部
	登録・資格管理部
	普及・事業推進部
	指導部
	競技会企画管理部
	選手派遣部
	社交ダンス部
	ジュニアジュブナイル部
委 員 会	技術認定推進委員会

表彰基準

	在任期間又は加盟期間	授与内容	備考
理事又は監事	6年（3期）以上	賞状	－
認定サークル （千葉県登録）	10年以上	賞状及び金品	－
	20年以上	賞状及び金品	10年毎に認定
	30年以上	賞状及び金品	10年毎に認定
選手 （千葉県登録）	－	賞状及び 奨励金又は記念品	－
会員又は団体等	－	賞状及び記念品	－

JDSF認定サークル・加盟申請書 / 報告書(年度) ☐ 新規
☐ 継続

千葉県ダンススポーツ連盟規約第9条の規定により、加盟団体になるため下記の通り申請致します。

加盟団体名※ (サークル名)						支部名			サークル No.			
代表者	氏名※	印				か名			会員No.			
	住所	〒			電話			携帯				
		E-Mail (必須)										
連絡先	代表と異なる 場合のみ	〒			電話			携帯				
		千葉県							氏名			
		E-Mail (必須)										
その他の役員		会計氏名					監事(監査) 氏名					
会計年度		年4月1日～ 年3月31日				会則の変更		☐ なし・ ☐ あり(会則を添付) 新規の場合は必ず添付してください。				
サークル会員				人数	内男性		内女性		備考			
会員 内訳	JDSF会員	当サークルで登録										
		他サークルで登録										
	JDSF会員以外											
	合計											
指導者氏名				☐ JDSF公認指導員(会員No.)、 ☐ プロ教師、 ☐ その他()								
				☐ JDSF公認指導員(会員No.)、 ☐ プロ教師、 ☐ その他()								
				☐ JDSF公認指導員(会員No.)、 ☐ プロ教師、 ☐ その他()								
活動 につ いて	活動場所※ (施設名)					所在地※						
	活動日時※	毎週 曜日 時 分～ 時 分 ()				募集状 況※	☐ 常時募集している、 ☐ 募集していない ☐ その他()					
	会 費	入会金	円		月会費	円		その他 ()				
	活動区分※	☐ 競技(アスリート)志向、 ☐ 生涯スポーツ(健康)志向、 ☐ その他()										
	活動内容											
サークルへの問合せ時の対応 (右どちらかに○)				・紹介可				・紹介不可				

※の項目はJDSF千葉のホームページに掲載されます。

総会招集要求書

千葉県ダンススポーツ連盟
会長 殿

私たちは、千葉県ダンススポーツ連盟規約第15条第2項の規定により、下記の通り、千葉県ダンススポーツ連盟総会の招集を要求致します。

記

1. 総会の目的である事項

2. 総会の招集理由

3. 添付書類

総会招集要求代議員名簿（支部名、代議員氏名）

以上

年 月 日

代表者 支 部 名

支部

氏 名

印

連絡先住所 〒

電 話 番 号 ()

委任状

私は、千葉県ダンススポーツ連盟規約第17条第2項の規定により、下記の者を代理人として定め、次の権限を委任致します。

記

1. 代理人

支 部 名	支部
加盟団体名 (サークル名)	
氏 名	
連絡先住所 〒	
電 話 番 号	()

2. 委任事項

平成 年 月 日招集の千葉県ダンススポーツ連盟（定時・臨時）総会に出席して議決権を行使する一切の件

以上

年 月 日

代議員	支 部 名	支部
	加盟団体名 (サークル名)	
	氏 名	印
	連絡先住所 〒	
	電 話 番 号	

辞 任 届

千葉県ダンススポーツ連盟

会長 殿

私は、下記の事由により、千葉県ダンススポーツ連盟規約施行規則第12条の規定に従い辞任届を提出致します。

辞任事由

以上

年 月 日

役職名

支部名

氏 名

印

委 嘱 状

様

千葉県ダンススポーツ連盟規約第25条及び同施行規則第13条の規定により、貴職
を千葉県ダンススポーツ連盟名誉役員に委嘱します。

記

委嘱期間 自 年 月 日
至 年 月 日

（ 年度千葉県ダンススポーツ連盟定期総会まで）

委嘱内容 千葉県ダンススポーツ連盟名誉会長

平成 年 月 日

千葉県ダンススポーツ連盟

会 長 印

名誉役員就任承諾書

千葉県ダンススポーツ連盟

会長 様

私 は、平成 年 月 日 付けで

下記の通り、千葉県ダンススポーツ連盟名誉役員に就任することを承諾致します。

記

委嘱期間 自 年 月 日

至 年 月 日

(年度千葉県ダンススポーツ連盟定期総会まで)

委嘱内容 千葉県ダンススポーツ連盟名誉会長

以上

年 月 日

氏 名